

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和2年第7回小坂町議会（臨時会）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、11番、椿谷竹治君、1番船水隆一君を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） おはようございます。

本臨時会についての議会運営委員会を10月2日に開催をいたしました。

本臨時会に係る案件は、財産の取得1件、令和2年度補正予算2件となっております。

したがって、議会運営委員会としましては、会期を本日1日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日1日間にし

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

---

#### ◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第104号 小坂町学校授業用タブレット端末等機器購入契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

議案第104号 小坂町学校授業用タブレット端末等機器購入契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小学校及び中学校において、児童生徒が1人1台のコンピュータ端末を使用できる学習環境を整備するため、タブレット端末及びタブレット用充電保管庫の購入契約を締結しようとするものであります。

契約の目的は、小坂町学校授業用タブレット端末等機器購入で、契約の方法は4社による指名競争入札、契約金額は1,346万2,900円、うち消費税額122万3,900円、契約の相手方は、大館市御成町4丁目8番74号、東光コンピュータ・サービス株式会社、代表取締役、藤盛公之であります。

当町の学校教育においては、これまでも児童生徒が共用する学習者用パソコンのほか、大型提示装置、教師用パソコン、校務支援システムを導入し、情報通信技術（ICT）を活用できる環境整備を進めているところであります。今般、国が進めるGIGAスクール構想を踏まえ、新たに児童生徒1人1台端末の環境を整備することで、学習の基盤となる情報活用能力の向上や、ICTを活用した学習活動の充実につなげてまいりたいと考えております。

なお、納期は、令和3年2月26日までとしております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） それでは、私から、授業用タブレット端末等機器購入契約の締結について詳細説明を申し上げます。

本議案は、小学校及び中学校において、児童生徒が1人1台のコンピュータ端末を使用できる学習環境を整備するため、タブレット端末及びタブレット用充電保管庫の購入契約を締結しようとするものであります。

入札は、町外の4業者によって去る9月28日に実施され、翌29日付で東光コンピュータ・サービス株式会社と仮契約を締結しております。

議決をいただきました後、直ちに本契約を締結いたします。

その他の3業者の入札価格であります、いずれも消費税込みで株式会社北秋オーエスが1,370万6,000円、秋田ゼロックス株式会社が1,409万1,000円、リコージャパン株式会社秋田支社は辞退しております。

審議の参考をご覧ください。

訂正をお願いいたします。

下段ですけれども、納入場所について、「小坂小学校」とありますが、「小坂小中学校」でございます。申し訳ありません。

新たに購入する授業用タブレット端末は、iPad OS、キーボード、カメラ付の仕様で249台となっております。タブレット端末充電保管庫につきましては、タブレット18台が収納可能で、14台となっております。

以上、誠に簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） まず、タブレット端末を購入する契機となったというのは、新型コロナウイルスの関係で学校が休校になる、その間の学習をどうするのかということについてが発端だというふうに思います。

しかし、この導入によって、今後、学校が開設されている中でもタブレットを使うという、そういう授業が増えるのではないかと思います。それはそれで一つの契機として、学習方法

が大分変わってくるということになるわけでありましたが、しかし、もう一つは、購入の経費というのは国がやっぱり相当な財政負担をするということが前提になっていて、補助金を受けてという形になるわけで。

それで、今回は、いわゆる町の財政支出としては大きくないわけでありましたが、しかし、いずれこういった機器は、一定の寿命があるわけでありまして、何年か後には更新するということになります。更新ということになれば、今度は恐らく国の更新に対する補助はないのではないかというふうに思いますが、そういうふうに理解していいのかどうなのかというのが1点。

もし更新の時期を迎えた場合に、これは相当の財政負担が今度は町にかかるわけですが、それについてどう考えていくのか。基本的には、これはやはり国の制度を受けて始まった事業ではあるけれども、その更新についてもやっぱり国に対して財政支援を求めるべきではないかというふうに考えます。

これは当町だけではなくて、全ての自治体に共通することでありまして、そういった取り組みについて全国的に、やはり市町村会等を通じて国に求めていくということは必要ではないかと。この辺についての考え方を伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、8番議員から質問がありましたことについてですが、今後については、町村会を窓口として、全町村で国の方へ次の更新の時期を踏まえながら要望してまいりたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 更新に関わって各自治体、町の負担が増えるようなことがないような対策をぜひ取っていただきたいというふうに思います。

それから、関連でお伺いしますけれども、これは結局、各児童が持ち帰るという形で、もう可能なわけでありまして、こういう機械でありますから故障等の問題があると思います。

そういったことについて、例えば保険等の扱いはどういうふうになるのか。修理というか、落とした場合に修理代がかかる、あるいは場合によっては保険適用ということもあるのではないかというふうに思いますが、そういった扱いについてはどういうふうに理解すればいいのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） まず、来年度からは学校内での使用を考えておるところであります。コロナの状況によっては家庭に持ち帰るといふことも考えられますが、取りあえずは来年度につきましては、学校内で使用といふことで考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 家庭に持ち帰って破損した場合、これは、例えば児童に負担をさせるといふことではないといふことを考えていかなければいけないのではないのかと。破損の状況にもよるけれども、そういったことについて一定のルールをやっぱりつくっておかなければいけないのではないかといふふうに思うわけで、その意味で質問したわけですが、その辺もう一遍、対応をちょっと聞き取れなかったんでお答え願います。

○議長（目時重雄君） 局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 今現在につきましては、各家庭に持ち帰るといふことは想定しておりませんが、いずれそうなってもよいようにルールとか考えていかなければならないと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひ個人負担にならないように、何らかのやっぱり保険的なことを考えて、公費で負担できて修理ができるという体制を整えていただきたいといふふうに思いますので、要望しておきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第104号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第105号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第105号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザウイルスの同時流行に備えるための経費を計上いたしました。

補正の内容としましては、インフルエンザ任意予防接種の助成対象者を、19歳から64歳までの方も対象として実施するために、助成額を1人当たり2,000円とし、432万6,000円を措置いたしました。これは、当初予算に計上しております18歳以下及び65歳以上の方に追加し、全町民を対象とするもので、発熱や咳など新型コロナウイルス感染症と類似する症状が多いインフルエンザ流行期の受診者を減らすことを目的に行うものであります。

また、鹿角市に設置されている鹿角地域感染症仮設診療所等において、新型コロナウイルス検査及びインフルエンザ検査の両方を実施する必要がある場合、その自己負担額を町が負担することとして、19万6,000円を計上しております。

総額で452万円2,000円の予算措置となりますが、この財源としましては普通交付税を充当することとしております。

その結果、補正額は歳入歳出とも452万2,000円で、これを追加した補正後の歳入歳出予算総額を49億6,626万7,000円にするものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

して、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第105号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第106号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第106号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも96万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

6,371万4,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費において、空気清浄機4台の購入に係る備品購入費42万5,000円を増額しております。

また、1款1項2目医療費において、医療器具購入費53万9,000円を増額しております。

いずれの経費も、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として計上するものであります。

歳入補正の内容は、歳出経費全額を5款県支出金に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として96万4,000円を追加しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第106号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本臨時会に予定されました案件は全部終了いたし



ました。

これをもって、令和2年第7回小坂町議会（臨時会）を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時25分